



## 名寄市男女共同参画推進委員 を募集します

男女共同参画についての意見をいただく名寄市男女共同参画推進委員会の委員を募集します。男女が共に喜びと責任を分かち合いながら活躍できる社会を実現するため、皆さまの積極的な参加をお待ちしています。

### 役割

名寄市男女共同参画推進計画等の推進および管理に関すること。その他男女共同参画の推進に関すること。

### 応募資格

満20歳以上の名寄市民

### 募集人数

3人程度



### 任期

4月1日～  
2020(平成32)年3月31日(2年間)

### 会議

年間4回程度  
※会議は平日の夜に開催予定。

### 報酬

交通費程度

### 応募方法

任意様式に「名寄市男女共同参画推進委員公募」と明記のうえ、住所・氏名・生年月日・電話番号・職業・応募の動機を記入して、持参、郵送、FAX、電子メールなどで応募ください。

### 募集期間

2月5日(月)～3月20日(火)

### 選考方法

応募人数が募集人員を上回っている場合は、選考により後日、応募者ご本人にお知らせします。※応募に際し、提出された書類は原則として返却しませんのでご了承ください。

### 応募・問い合わせ

〒096-8686  
名寄市大通南1丁目  
名寄市役所 総務部企画課  
男女共同参画担当(名寄庁舎3階)  
☎01654③2111(内線3305)  
✉ny-mwkyodo@city.nayoro.lg.jp

## 賃貸住宅の退去時の 原状回復トラブルに注意!

## 名寄市 消費生活センター通信

問い合わせ 消費生活センター ☎01654②3575

3月、4月は卒業や職場の異動のシーズンです。賃貸住宅を退去するとき、家主さんと原状回復についてのトラブルが多く発生しています。



事例

先月、6年間住んだアパートを退去した。全室のクロスの張り替えや窓の修繕費用、クリーニング代として30万円請求された。喫煙して美しくきれいに使用していた。請求額が高額すぎる。(30代女性)



### ◆原状回復とは入居時の状態に戻すことではありません

自然損耗は家主側(家主や管理会社)の負担と考えます。

### ◆家主側と現状確認を

退去時には、できる限り家主側の立ち会いの下で部屋の現状を確認しましょう。

### ◆費用内訳は十分な説明を

退去時に示された原状回復費用の内訳について、家主側に十分な説明を求めましょう。

### ◆家主側との話し合いによる解決が難しい場合

民事調停や少額訴訟などの手続きもあります。これら手続きも含めて、消費生活センターにご相談ください。

### ◆裁判のときは、国土交通省のガイドラインを参考に「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」は、国土交通省ホームページで確認できます。

国土交通省HP(<http://www.mlit.go.jp/>) → 住宅・建築 → 民間賃貸住宅 → 『原状回復をめぐるトラブルとガイドライン』について

